

○国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則

〔 令和4年3月24日
法人規則第17号 〕

改正 令和 5年法人規則第 8号
令和 6年法人規則第 2号

国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則

国立大学法人筑波大学個人情報保護管理規則(平成17年法人規則第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
 - 第2章 管理体制(第4条-第8条)
 - 第3章 教育研修(第9条)
 - 第4章 職員等の責務(第10条-第20条)
 - 第5章 個人データの取扱い(第21条-第25条)
 - 第6章 情報システムにおける安全の確保等(第26条-第33条)
 - 第7章 情報処理室等の安全管理(第34条)
 - 第8章 業務の委託等(第35条)
 - 第9章 安全確保上の問題への対応(第36条・第37条)
 - 第10章 監査及び点検の実施(第38条-第40条)
 - 第11章 苦情処理(第41条)
 - 第12章 個人情報ファイル(第42条・第43条)
 - 第13章 開示、訂正及び利用停止(第44条)
 - 第14章 仮名加工情報(第45条・第46条)
 - 第15章 匿名加工情報の提供(第47条)
 - 第16章 雑則(第48条)
- 附則

第1章 総則

(目的等)

- 第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第89条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)の保有する個人情報の保護管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 法人の保有する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)その他の法令等に別段の定めがあるもののほか、この法人規則の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 法人の役員及び職員並びに派遣労働者をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第4条第2項で定めるものをいう。
- (5) 個人識別符号 次のア又はイのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、令第1条で定めるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (6) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (7) 保有個人情報 職員等が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員等が組織的に利用するものとして、法人が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第2項に規定する法人文書に記載されているものに限る。
- (8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の業務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の業務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (9) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (10) 仮名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じて当該区分に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - ア 個人情報(個人識別符号が含まれるものを除く。) 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)
 - イ 個人情報のうち個人識別符号が含まれるもの 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(11) 匿名加工情報 特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

(適用範囲)

第3条 この法人規則は、法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第2章 管理体制

(個人情報総括保護管理者)

第4条 法人が保有する個人情報の管理に関する業務を総括させるため、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、総務を担当する副学長をもって充てる。

(個人情報システム管理者)

第5条 法人が保有する個人情報に係る情報システムを適切に管理させるため、個人情報システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、情報を担当する副学長をもって充てる。

(個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者)

第6条 法人が保有する個人情報の適切な管理のため、次の表のとおり、個人情報の種別ごとに、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

個人情報の種別	保護管理者	保護担当者
大学教員が保有し、管理するもの	大学教員が所属する系の系長、計算科学研究センターの長、生存ダイナミクス研究センターの長又は総括保護管理者が指名する者	左欄の個人情報を管理する大学教員
附属学校教員が保有し、管理するもの	附属学校教員が所属する附属学校の校長	左欄の個人情報を管理する附属学校教員
附属病院の診療に関するもの	附属病院長又は総括保護管理者が指名する者	保護管理者が指名する者 若干人
その他	左欄の個人情報を保有し、管理する組織の課長、室長、エリア支援室長、社会人大学院等支援室長、海外教育拠点支援室長若しくは技術室長又は総括保護管理者が指名する者	保護管理者が指名する者 若干人

2 保護管理者は、各組織における個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護管理者は、保有する個人情報を情報システムで取り扱う場合には、当該情報システムの管理者と連携してその任に当たる。

4 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各組織における個人情報の管理に関する業務を処理する。

(監査責任者)

第7条 法人が保有する個人情報の管理の状況について監査させるため、監査責任者1人を置き、監事のうちから学長が指名する。

(個人情報管理委員会)

第8条 法人が保有する個人情報の管理に関する重要事項を審議させるため、学長が必要と認めるときは、個人情報管理委員会を置くことができる。

2 個人情報管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教育研修

(教育研修)

第9条 総括保護管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員等に対し、当該個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

2 システム管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する業務に従事する職員等に対し、当該個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行わなければならない。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、個人情報の適切な管理のための教育研修を実施しなければならない。

4 保護管理者は、職員等に対し、個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者が実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 職員等の責務

(職員等の責務)

第10条 職員等は、法の趣旨に則り、関連法令等及びこの法人規則その他の法人規則等並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い個人情報を取り扱うものとし、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

2 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(利用目的の特定)

第11条 職員等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 職員等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、これを行ってはならない。

(利用目的による制限)

第12条 職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等（大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。以下同じ。）に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（適正な取得等）

第13条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 要配慮個人情報を学術研究目的で提供する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (6) 学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- (7) 要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第6条各号のいずれかに該当する者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして令第9条で定める場合

3 職員等は、個人情報を取得した場合には、当該個人情報の内容、利用目的等について、保護管理者に報告しなければならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 職員等は、個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記録された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 職員等は、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第15条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 職員等は、個人データの内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第16条 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者（法第27条第5項各号に該当する場合における当該個人データの提供を受ける者を除く。）に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(法人と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 個人データの提供を受ける第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(外国にある第三者への提供の制限)

第17条 法人は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいい、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第15条第1項で定めるものを除く。以下同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法人が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして規則第16条各号で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに第20条第1項第2号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 法人は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 法人は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第18条 法人は、個人データを第三者(国の機関、他の独立行政法人等(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人から同法別表第2に掲げる法人を除いた法人をいう。)、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、規則第19条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則第20条第1項で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条各号又は法第27条第5項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第16条各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第21条各号で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第19条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則第22条で定めると

ころにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第16条各号又は法第27条第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データ取得の経緯

2 法人は、前項の規定による確認を行ったときは、規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規則第24条第1項で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 法人は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第25条各号で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第20条 法人は、第三者が個人関連情報（生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいい、個人関連情報データベース等(法第16条第7項で定めるものをいう。)を構成するものに限る。以下この条において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第16条各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規則第26条各項で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

(1) 当該第三者が法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

(2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則第17条各項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第17条第3項の規定は、前項の規定により法人が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条同項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

第5章 個人データの取扱い

(アクセスの制限)

第21条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データにアクセスする権限を有する職員等の範囲と権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセスする権限を有しない職員等は、個人データにアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセスする権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データにアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第22条 保護管理者は、職員等が業務上の目的で個人データを取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて当該行為を行うことができる場合を限定するものとし、職員等は、保護管理者の許可を受けずにこれを行ってはならない。

(1) 個人データの複製

- (2) 個人データの送信
- (3) 個人データが記録されている紙媒体及び電子媒体（以下「媒体」という。）の外部への送付又は持出し
- (4) その他個人データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（媒体の管理）

第23条 職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データが記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、保管庫等への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第24条 職員等は、個人データが記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、当該個人データの消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（個人データの取扱状況の記録）

第25条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて台帳等を整備し、当該個人データの利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

（安全確保措置）

第26条 システム管理者は、個人データ（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（次条を除く。）において同じ。）の漏えい等の防止その他個人データの適切な管理のため、保護管理者に次に掲げる措置を講じさせるものとする。

- (1) 個人データの秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（第34条第4号において「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置
- (2) 前号の措置を講ずる場合におけるパスワード等の管理に関する定め（その定期又は随時の見直しを含む。第34条第4号において同じ。）、パスワード等の読取防止等のために必要な措置
- (3) 個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データへのアクセス状況を記録し、その記録（この号及び次号において「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置
- (4) アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去を防止するために必要な措置
- (5) 個人データの秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人データへの不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的な確認等を行うために必要な措置
- (6) 個人データの秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等を防止するため、当該特権を最小限とする等の必要な措置
- (7) 個人データを取り扱う情報システムへの外部からの不正なアクセスを防止するため、ファ

イアウォールの設定による経路制御等の必要な措置

- (8) 不正プログラムによる個人データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）
- (9) 個人データの重要度に応じてバックアップを作成し、分散して保管するために必要な措置
- (10) 個人データに係る情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に知られることがないようにするため、その保管、複製、廃棄等についての必要な措置

（入力情報の照合等）

第27条 職員等は、情報システムで取り扱う個人データの重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後における当該個人データの内容の確認、既存の個人データとの照合等を行わなければならない。

（情報システムにおける個人データの処理）

第28条 職員等は、個人データについて、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限るとともに、処理が終了した後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

- 2 保護管理者は、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第29条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 職員等は、前項の規定を踏まえ、その処理する個人データについて、当該個人データの秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（端末の限定）

第30条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末（以下「端末」という。）を限定するために必要な措置を講じなければならない。

（端末の盗難防止等）

第31条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失を防止するため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員等は、保護管理者が必要があると認める場合を除き、端末を外部に持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第32条 職員等は、端末の使用に当たっては、個人データが第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムのログオフを行ったり、パスワードを設定したスクリーンセーバーを施したりする等の必要な措置を講じなければならない。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第33条 保護管理者は、個人データの秘匿性等その内容に応じて、当該個人データの漏えい、

滅失又は毀損を防止するため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新に係る対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 情報処理室等の安全管理

（入退管理）

第34条 個人データを取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下この条において「情報処理室等」という。）の管理を行う保護管理者にあつては、情報処理室等の安全管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 情報処理室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員等の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置
- (2) 個人データが記録されている媒体を保管するための施設（第4号において「保管施設」という。）を設けている場合において必要があると認めるときは、前号と同様の措置
- (3) 必要があると認めるときは、情報処理室等の出入口を特定することによる入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置
- (4) 情報処理室等及び保管施設の入退の管理について必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定するとともに、パスワード等の管理に関する定め、パスワード等の読取防止等のために必要な措置
- (5) 外部からの不正な侵入に備え、情報処理室等への施錠装置、警報装置又は監視設備の設置等の措置
- (6) 災害等に備え、情報処理室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置

第8章 業務の委託等

（業務の委託等）

第35条 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理、業務の実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項その他必要な事項について、書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。この号及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等の再委託に係る条件に関すること。
- (3) 個人情報の複製等の制限に関すること。
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関すること。
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関すること。
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任の措置その他必要な事項

- 3 前項に定めるもののほか、保護管理者は、個人データが記録されている媒体又は情報システム等の廃棄を外部に委託する場合には、当該媒体又は情報システム等に記録された情報が復元又は判読できない方法を用いることを定めて契約しなければならない。
- 4 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、必要に応じ匿名化措置を講ずるとともに、委託する業務に係る個人データの秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。
- 5 委託先において個人データの取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項から第3項までの措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データの秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は法人自らが前項の措置を講ずる。
- 6 前項の措置は、個人データの取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降について準用する。
- 7 保護管理者は、個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 8 保護管理者は、前項の派遣労働者に個人データの取扱いに係る業務を行わせる場合には、当該派遣労働者に関係法令等及びこの法人規則その他の法人規則等を遵守させるとともに、指導及び監督を行うものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第36条 職員等は、個人データの漏えい等安全確保の上で問題となる事案又はその発生のおそれを認識した場合には、直ちに所属する組織等の保護管理者又は当該個人データを管理する保護管理者（以下この条において「当該保護管理者」という。）に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた保護管理者は、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該個人データが他の保護管理者の管理するものであるときは、速やかに当該保護管理者に報告するものとする。
 - 3 当該保護管理者は、発生した事案による被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、被害の拡大防止のため直ちに行い得る措置については、自ら行い、又は職員等に行わせるものとする。
 - 4 当該保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
 - 5 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに学長に報告するものとする。
 - 6 総括保護管理者は、発生した事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに文部科学省に情報提供を行う。
 - 7 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えいその他の個人データの安全の確保に係る事案であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第8条で定めるものが生じたときは、当該事案が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対し、通知しなければならない。
 - 8 当該保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、事案の発生した原因を分析し、再発防止

のために必要な措置を講ずるものとする。

(公表等)

第37条 総括保護管理者は、発生した事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表等の措置を講じなければならない。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第38条 監査責任者は、法人が保有する個人情報の適切な管理を検証するため、この法人規則に規定する措置の状況を含む法人における個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。第40条において同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第39条 保護管理者は、保有する個人情報の媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第40条 総括保護管理者、保護管理者等は、保有する個人情報の適切な管理のための措置について、第38条の監査の結果又は前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から当該個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 苦情処理

(苦情処理)

第41条 法人は、法人が保有する個人情報の取扱いに関する苦情(以下この条において「苦情」という。)の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 法人は、苦情の受付等を行う窓口を設置するものとする。

3 前項の窓口において苦情を受け付けたときは、関係する保護管理者は、当該苦情に関する当該個人情報の取扱いに係る状況等を迅速に調査し、その適切かつ迅速な処理に努めるとともに、必要に応じ、総括保護管理者に協議するものとする。

第12章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び報告)

第42条 職員等は、個人情報ファイルを作成又は取得したときは、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、速やかに保護管理者を通じて総括保護管理者に提出しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される業務をつかさどる組織の名称

- (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（第3項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれる場合には、その旨
 - (7) 記録情報を法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 保有個人情報の訂正又は利用停止に係る請求について法令の規定により特別の手続が定められている場合には、その旨
 - (10) その他法令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 職員（役員を含む。以下この号において同じ。）又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（法人が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定により総括保護管理者に提出される個人情報ファイル簿に記録された個人情報ファイルのデータ破損に備えて複製したもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員等が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が1,000に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして令第21条第7項で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについて、記載すべき事項に変更があったときは、直ちに保護管理者を通じて総括保護管理者に報告するものとする。
- 5 個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第2項第7号に該当するに至ったときは、直ちに保護管理者を通じて総括保護管理者に報告するものとする。

（個人情報ファイル簿の公表）

第43条 法人は、前条の個人情報ファイル簿を公表しなければならない。

- 2 前項の個人情報ファイル簿の公表は、第41条第2項の窓口において一般の閲覧に供することにより行うとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により

行うものとする。

第13章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

第44条 法人は、法（これに基づく政令を含む。）及び法人規程の定めるところにより、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を行うものとする。

- 2 本人から保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があった場合には、関係する保護管理者、保護担当者及び当該保有個人情報を取り扱う職員等は、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14章 仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第45条 法人は、仮名加工情報（仮名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして令第6条で定めるものを構成するものに限る。以下同じ。）を作成し、法人の内部で利用することができる。

- 2 法人は、仮名加工情報の作成に当たっては、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。
- 3 法人は、仮名加工情報を作成したとき又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 4 法人は、第12条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第11条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。次項において同じ。）を取り扱ってはならない。
- 5 職員等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(仮名加工情報の第三者提供の制限)

第46条 法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者に提供してはならない。

第15章 匿名加工情報の提供

(匿名加工情報の作成及び提供等)

第47条 法人は、匿名加工情報を作成し、及び提供することができる。

- 2 匿名加工情報の作成及び提供等に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第16章 雑則

(雑則)

第48条 この法人規則に定めるもののほか、法人の保有する個人情報の保護管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この法人規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この法人規則で定める事項のうち個人データに関するものに係る規定については、第2条第3号、第12条第6号、第17条、第20条及び第36条第7項を除き、当分の間、法人が保有する個人データ以外の個人情報についても適用する。この場合において、「個人データ」とあるのは、「法人が保有する個人情報」とする。

附 則 (令5. 3. 7 法人規則8号)

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令6. 1. 25 法人規則2号)

この法人規則は、令和6年4月1日から施行する。